

## 富谷市介護保険事業者 事故報告ガイドライン

### 1 概要

介護保険事業所については、富谷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等に基づき、サービスの提供により事故が発生した場合には、下記のとおり適切な対応が求められます。

- ① サービス提供により事故が発生した場合は市・当該利用者の家族・当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- ② 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- ③ サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

### 2 報告を要する事故等

種別	摘要
サービス提供中の事故 (送迎時等を含む)	1 従事者等の故意又は過失の有無に拘わらず、外部の医療機関で治療を受けた場合（施設内の同程度の治療を含む。） ※骨折、裂傷、誤嚥、誤薬等 ※擦過傷や打撲など比較的軽易なケガは除く。 2 ケガにより利用者とトラブルが発生することが予測される場合及び利用者に見舞金や賠償金を支払う場合 3 利用者が病気等により死亡した場合であっても後日トラブルが生じる可能性が認められるものは報告をするもの
食中毒及び感染症等の発生	
職員（従業員）の法令違反・不祥事件等	虐待等利用者の処遇に影響があるもの
その他、報告が必要と認められる事故	管理者の判断により報告

### 3 報告様式

原則として、富谷市事故報告書を用いること。ただし、各介護保険事業者において既に作成された様式があるときは、必要な項目の記載があれば、それを用いても差し支えない。

#### 4 報告方法

郵送または持参

#### 5 報告手順

- ① 介護保険事業者は、2で定める事故等が発生した場合、速やかに富谷市に電話で事故概要を報告する。
- ② 事故発生後5日以内を目安に、事故報告書を提出する。
- ③ その後、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行う。

#### 6 報告先

富谷市への報告は、下記のとおりとする。

- ① 受傷した被保険者が多賀城市以外の保険者であるときは、当該保険者にも併せて報告すること。
- ② 報告の際は、利用者の個人情報も含まれるため、その取扱いには、十分注意をすること。

### 富谷市 保健福祉部 長寿福祉課

〒981-3392 宮城県富谷市富谷坂松田 30 番地

☎ : 022-358-0513 FAX : 022-358-2370

✉ : [tyoujuhukushi@tomiya-city.miyagi.jp](mailto:tyoujuhukushi@tomiya-city.miyagi.jp)